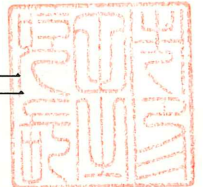


吹田市公告第 430 号

介護職員等喀痰吸引等研修（実地研修）委託業務（単価契約）に係る一般競争入札を、下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき公告します。

令和 7 年 7 月 1 日

吹田市長 後藤 圭二



記

制限付一般競争入札実施要領

1 業務名

介護職員等喀痰吸引等研修（実地研修）委託業務（単価契約）

2 業務内容

吹田市内の特別養護老人ホームで勤務する介護職員等に、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第二第二号に定められる第二号研修の実地研修（以下、第二号研修（実地研修）という。）のうち、「口腔内の喀痰吸引」、「鼻腔内の喀痰吸引」及び「胃ろう又は腸ろうによる経管栄養」の 3 行為に係る研修の実施（詳細は仕様書のとおり）

3 履行場所

受注者が用意すること。

4 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

5 入札参加資格

以下に掲げる要件を全て満たしている者であること。

- (1) 本市の入札参加有資格者名簿（物品等各種契約）登載業者であり、「その他の業務委託等」を参加希望種目としている者であること。
- (2) 大阪府知事に、社会福祉士及び介護福祉士法附則第 13 条に定める登録研修機関の登録申請を行い、大阪府知事の登録研修機関に登録されている者（又は契約時に登録見込みである者）であること。

- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 公告の日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 公告の日から入札日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。また、同要領別表に掲げる措置要件にも該当しない者であること。
- (6) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている者であること。

6 入札参加資格確認申請手続等

- (1) 本入札に参加を希望する者は、(2) に定めるところに従い、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、本市の確認を受けなければならない。

(2) 申請書の提出

ア 提出期間

令和 7 年 7 月 1 日（火）から令和 7 年 7 月 15 日（火）まで（土曜日、日曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時 30 分まで（正午から午後 0 時 45 分までを除く。）

イ 提出場所

「20 問合せ先」のとおり

ウ 提出方法

持参又は郵送。郵送の場合は、書留郵便とすることとし、提出期間内に必着のこと。

エ 申請書の取得方法

吹田市ホームページ > 産業・まちづくり・環境 > 入札・事業者募集・契約 > 業務委託・物品購入 入札情報 > 令和 7 年度(2024 年度) 一般競争入札(業務委託)一覧 > 介護職員等喀痰吸引等研修（実地研修）委託業務（単価契約）に係る制限付一般競争入札からダウンロードすること。

(3) 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認結果は、申請書に記載のある電子メールに通知する。
(令和 7 年 7 月 18 日（金）通知予定)

(4) その他

ア 申請書の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された申請書は返却しない。

ウ 提出期間内に申請書を提出しない者又は本市が入札参加資格がないと認めた者は、本入札に参加することができない。

7 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、その理由について以下のとおり書面（様式自由）を提出することにより説明を求めることができる。

（1）提出期限

令和7年7月22日（火）正午まで

（2）提出場所

「20 問合せ先」のとおり

（3）提出方法

電子メール、持参又は郵送。郵送の場合は、書留郵便とすることとし、提出期限までに必着のこと。

（4）回答予定日及び回答方法

令和7年7月23日（水）に、電子メールにより、回答予定

8 仕様書等に係る質疑及び回答

（1）質疑受付期間

令和7年7月1日（火）から令和7年7月8日（火）正午まで

（2）受付方法

質疑は質疑書に記入の上、電子メールにより受け付ける。質疑書は、吹田市ホームページ＞産業・まちづくり・環境＞入札・事業者募集・契約＞業務委託・物品購入 入札情報＞令和7年度(2025年度)一般競争入札(業務委託)一覧＞介護職員等喀痰吸引等研修(実地研修)委託業務(単価契約)に係る制限付一般競争入札からダウンロードすること。メールアドレスは「20 問合せ先」のとおり

（3）回答予定日及び回答方法

令和7年7月14日（月）午後5時30分までに、吹田市ホームページ＞産業・まちづくり・環境＞入札・事業者募集・契約＞業務委託・物品購入 入札情報＞令和7年度(2025年度)一般競争入札(業務委託)一覧＞介護職員等喀痰吸引等研修(実地研修)委託業務(単価契約)に係る制限付一般競争入札に回答を掲載する。

なお、質疑がなかった場合は掲載しない。

9 入札説明会

入札説明会は、実施しない。したがって、仕様書、入札書、委任状については吹田市ホームページ > 産業・まちづくり・環境 > 入札・事業者募集・契約 > 業務委託・物品購入 入札情報 > 令和7年度(2025年度)一般競争入札(業務委託)一覧 > 介護職員等喀痰吸引等研修(実地研修)委託業務(単価契約)からダウンロードすること。なお、仕様書及び吹田市物品購入契約等入札心得書(一般競争入札)(以下「入札心得書」という。)を熟読の上、入札に参加すること。

10 入札日時及び入札場所

(1) 入札日時

令和7年7月24日(木)午前9時30分

(2) 入札場所

吹田市役所 仮設棟1階 福祉部会議室 吹田市泉町1丁目3番40号

11 入札方法

- (1) 郵便、宅配、電送又は電報による入札は認めない。
- (2) 入札書の積算表に単価を記入し、また、単価に予定数量を乗じた金額を記入の上、入札すること。
- (3) 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下、「契約希望金額」という。))をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札で開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は2回までとする。
- (5) 再度入札を実施した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、最低の価格をもって入札をした者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

12 入札の辞退

入札を辞退する場合は、前記「10 入札日時及び入札場所」の「(1) 入札日時」までに入札辞退届を提出するものとする。入札辞退届は、吹田市ホームページ > 産業・まちづくり・環境 > 入札・事業者募集・契約 > 業務委託・物品購入 入札情報 > 令和7年度(2025年度)一般競争入札(業務委託)一覧 > 介護職員等喀痰吸引等研修(実地研修)委託業務(単価契約)に係

る制限付一般競争入札からダウンロードすること。

13 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、本市により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において前記「5 入札参加資格」に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

14 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札金額が予定価格の制限の範囲内で最低価格のものを落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、入札参加者を立ち会わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。

15 落札決定の取消し

市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当したときは、当該入札の落札決定を取り消すことができる。

なお、落札決定を取り消したことについて、市は一切の責めを負わない。

- (1) 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき。
- (2) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき。
- (3) 入札心得書第10条第12号に該当する行為があったと認められるとき。
- (4) 正当な理由がなく、入札心得書第13条に定める期間内に契約を締結しないとき。

16 入札保証金

入札の保証は免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の100分の3に相当する額を徴収するものとする。

17 契約保証金

- (1) 落札者は、次のアからエまでに掲げるいずれかの方法により、契約金額(契

約単価に予定数量を乗じて得た額に消費税額及び地方消費税額を加えた額)の100分の10以上の契約の保証を付さなければならない。

ア 契約保証金の納付

イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

ウ 当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証書の提供

エ 当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る保険証券の提出

(2) 契約保証金は、契約の履行を確認した後に、還付するものとする。

18 契約の締結

契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。

19 その他

(1) 入札参加者は、この公告のほか、「吹田市財務規則」、「入札心得書」及び仕様書の内容を承認の上、入札を行うこと。

(2) 入札参加者が1者であっても、入札を執行するものとする。

20 問合せ先

吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市福祉部高齢福祉室計画グループ

電話 06-6384-1339 (直通)

FAX 06-6368-7348

メールアドレス koufuk_s@city.suita.osaka.jp